

三菱UFJ年金ニュース

平成20年1月28日 No.90

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部 パンション・パーソナル リニューアル室

制度	確定給付	厚生基金	適格年金	退職金	その他
内容	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他

離婚分割移換金に係る事務連絡および減価償却方法の変更等に係る改正通知（平成19年4月改正）の発出について

～厚生年金基金様向けのご案内です。（ご参考に確定給付企業年金のお客様にも送付致します。）

標記事務連絡 及び通知 の概要につきご案内致します。

「厚生年金基金に対する離婚分割移換金の徴収について」（平成20年1月24日付事務連絡）

「『厚生年金基金の事業運営について』等の一部改正について」（年発第0124001号）

【離婚分割移換金について】

➤ 離婚分割移換金 は翌事業年度3月に納入告知書により納入告知が行なわれ、当該3月末までに社会保険庁に納入することとされました。

なお、厚生労働省と質疑応答をしており、一部ご参考になると思われるものについて次頁にご案内致します。

離婚分割移換金...離婚分割によって基金の給付が減額される部分の原資相当額として基金から社会保険庁へ納付する移換金。

【減価償却方法の変更等について】

➤ 平成19年4月からの税制改正による減価償却方法の変更および勘定科目の修正・追加等に係る通知改正が行なわれました。

なお、現償却方法の変更についての具体的内容は、年金事務ニュースで案内の予定です。（総幹事基金様宛）

質疑応答

『中途脱退者が離婚分割の対象である場合の取扱い』について

Q1: 中途脱退し連合会に基本部分の権利義務を移転した者が、離婚分割改定請求者である一方、基金から国への離婚分割移換金の納付が未済である場合、解散等と同様に、未納付分の支払義務は基金から連合会に移転せず、あくまで、基金が未納付分の支払義務を持つということで良いか。(中途脱退し、連合会に基本部分の権利義務を移転する額は、離婚分割反映後ということによいか。)

A1: 当該ケースについては、国からの離婚情報が基金に到達し、改定処理を行った後の移転であれば基金が支払い義務を持ち、国から離婚情報が来る前に連合会に移転した場合は連合会が支払義務を負います。

Q2: 連合会に移転の申出を行なった後に離婚情報が来た場合においては、離婚分割移換金の支払義務は連合会が持つと考えられますが、この場合、基金から連合会宛に離婚情報を提供することになりますでしょうか。それとも一旦社会保険事務センター宛に連合移換者となった旨連絡し、社会保険庁から連合会宛に離婚情報が提供されるのでしょうか。

A2: 後者です。

離婚情報が来た場合で、当該者が既に中途脱退していた場合は社会保険事務センター宛への連絡が必要となります。

『離婚分割移換金等の計上方法』について

通知「厚生年金基金の
財政運営について 様
式 5 最低責任準備
金」

Q3: 年度末最低責任準備金の算出にあたり、「離婚分割移換金(第16号)」欄は以下のいずれの額を記載することになるのでしょうか。
当該事業年度の3月に告知される徴収額
当該事業年度において実際に徴収された額(当該徴収額に対する利子に相当する額を含む)
の場合、当該事業年度の3月に告知される徴収額は「当年度末未払金及び未収金相当額」欄に計上すればよいでしょうか。

A3: です。なお、3月に納入告知された額が事業年度内に納付されなかった場合、「離婚分割移換金(第16号)」欄ではなく「当年度末払金及び未収金相当額」欄に計上することになります。

基金の決算事務に留意が必要です。

以上